



コロナ・コロサキ
リビテーション

Rebuild+Invitation

期間限定 10 年間

まちなか建替スタートアップ事業

令和4年度 ▶ 13年度

小倉都心・黒崎副都心の 区域内の**開発**に活用できる **補助金制度**ができました。

持続可能な都市構造への再構築と北九州市にふさわしい都市環境の形成を目指し、老朽建築物の建替促進、土地の共同化や高度利用、回遊性の向上やにぎわい空間の創出を図ります。

●小倉都心で老朽建築物の建替えを行う場合

新築に伴いセットバック、オープンスペースを設ける場合

- ①小倉都心老朽建築物建替え応援補助金 ㊦土地活用ができない期間にかかる固定資産税等相当額の1/2
- ②小倉都心ウォークアブルセットバック補助金 ㊦対象面積にかかる固定資産税等相当額(5年分)の1/2
- ③小倉都心ウォークアブルオープンスペース補助金 ㊦対象面積にかかる固定資産税等相当額(5年分)の1/2

●黒崎副都心で老朽建築物の建替え又は新築を行う場合

- ④黒崎副都心土地活用応援補助金 ㊦土地活用ができない期間にかかる固定資産税等相当額の1/2

—事前協議を行ったうえで、工事着手の30日前までに事業指定を受けることが必要です—

【詳細は窓口でご相談ください】

北九州市建築都市局都市再生推進部事業推進課 093-582-2469

北九州市小倉北区城内1番1号13階

小倉都心

共通要件

- 令和 8 年度までに事業指定を受けることが必要
- 敷地面積 350 m²以上
- 新築建物の構造について
 - ・都市計画道路及び国道に接する敷地の当該路線に接する 1 階部分を 2m セットバックし公開空地とする
 - ・指定容積率等の 4/5 以上の容積率とする
- 1~3 階の主たる用途は事務所、ホテル、店舗とする



建替えを応援します

1 小倉都心老朽建築物建替え応援補助金

■補助金額

土地活用ができない期間にかかる固定資産税等相当額の 2 分の 1 を補助

上限：解体 24 箇月、建築 36 箇月

$$\text{（各年度の土地の固定資産税等相当額} \div 12 \text{ か月）} \times \text{（解体+建築にかかる月数）} \div 2$$

■交付対象事業

- ・昭和 62 年 3 月以前に建築された建物の建替えを行う事業
- ・昭和 56 年 6 月 1 日施行の改正より前の建築基準法の基準により建てられた建物の建替えを行う事業

ウォーカブルなまちなみづくりを目指します

2 小倉都心ウォーカブルセットバック補助金

■補助金額

セットバック部面積にかかる固定資産税等相当額(5 年間分)の 2 分の 1 を補助

$$\text{（工事着手時点の土地の固定資産税等相当額} \times 5 \text{）} \times \text{（セットバック部分面積/敷地面積）} \div 2$$

■交付対象事業

対象区域で新築を行う事業で、1 階部分のセットバック(2m)を行うもの(次頁イメージ図参照)

3 小倉都心ウォーカブルオープンスペース補助金

■補助金額

オープンスペース面積にかかる固定資産税等相当額(5 年間分)の 2 分の 1 を補助

$$\text{休憩所} \{ \text{（新築建物の固定資産税等相当額} \times 5 \text{）} \times \text{（対象床面積/延べ床面積）} \} \div 2 \\ + \text{広場} \{ \text{（工事着手時点の土地の固定資産税等相当額} \times 5 \text{）} \times \text{（対象面積/敷地面積）} \} \div 2$$

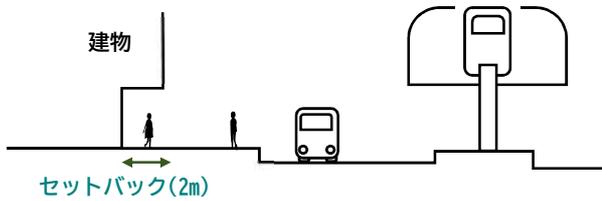
■交付対象事業

対象区域で新築を行う事業で、オープンスペースを設けるもの(次頁イメージ図参照)

■その他

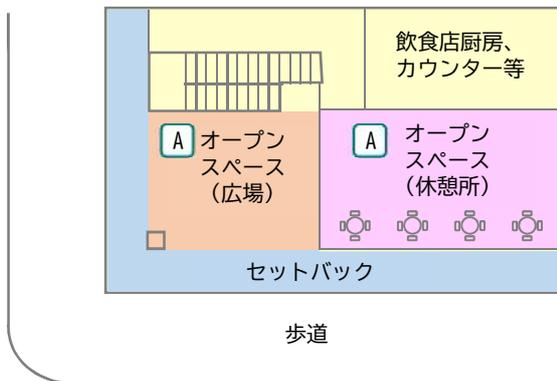
オープンスペースは、一日のうち 12 時から 14 時までを含む連続した 9 時間以上一般に開放すること

セットバックのイメージ

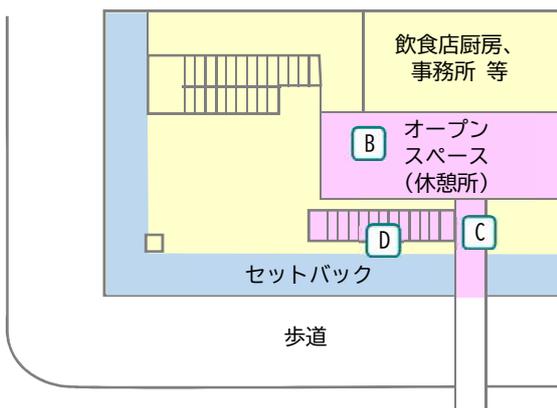


オープンスペースのイメージ

- 広場（屋外の民地部分を開放したもの）
 - 休憩所（屋内の建物低層部を開放したもの）
- A 公共空間またはセットバック部分に接続する 1 階のオープンスペース。
 - B ペDESTリアンデッキまたはモノレール駅舎からつながる通路に接続した休憩所。
 - C ペDESTリアンデッキまたはモノレール駅舎からつながる通路で、敷地に係る部分。
 - D ペDESTリアンデッキまたはモノレール駅舎からつながる通路から直接 1 階のオープンスペースに接続するエスカレーターまたはエレベーター、階段で屋外に設置するもの。

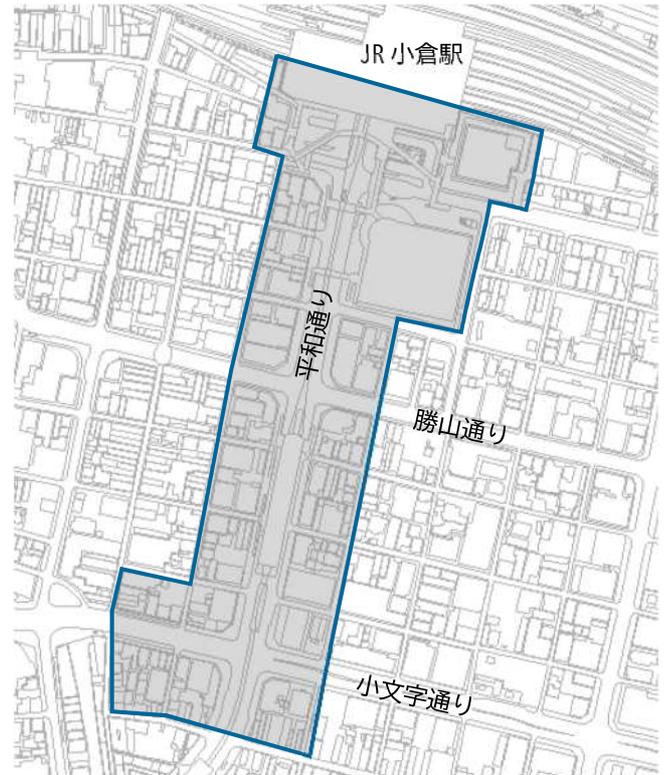


1階



2階

小倉都心の対象区域



申請に必要な書類

申請には

- (1) 法人登記事項証明書(法人の場合)
- (2) 戸籍抄本(個人の場合)
- (3) 印鑑証明書の写し(申請日前30日以内のもの)
- (4) 同意書(共同化の場合)
- (5) 土地の登記事項証明書及び公図
- (6) 建物の登記事項証明書
- (7) 事業地内にかかる固定資産税の申請年の納税通知書の写し又は納税証明書(借地人の場合は、土地賃貸借契約書の写し)
- (8) 市税滞納していないことを証する書類
- (9) 事業概要書
- (10) 解体・新築工事の工程表
- (11) 現況写真
- (12) 直近3事業年度に係る財務諸表(法人の場合)
- (13) 新築建物の図面
- (14) 誓約書

などの書類が必要です。

詳しくは、各補助金交付要綱を確認してください。

